

宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的として、宮崎市が実施する宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業(以下「本事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。

2 この要綱において、医療的ケア児とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 宮崎市内に住所を有すること。

(2) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

(3) 在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。

(4) 訪問看護(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護をいう。)により医療的ケアを受けていること。

(5) 医師が作成する障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表)において、医療的ケア区分3(基本スコア及び見守りスコアを合算し32点以上の場合)を満たしていること。

3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護又は介護を行っているとして市長が認めたとする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は宮崎市(以下「市」という。)とする。

(利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族(以下「利用対象者」という。)とする。

(サービス提供内容)

第5条 本事業は、市から委託を受けた指定訪問看護事業者(健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)が、医師の訪問看護指示書(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書をいう。)に基づき、健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護療養費の適用を超える自宅利用や訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供する。ただし、指定訪問看護事業者が、サービスを提供できないと判断した場合は、この限りでない。

2 宮崎市小中学校医療的ケア児支援事業の対象となる訪問看護又は本市の公立保育所において看護を提供する場合は、本事業の対象外とする。

(事業の実施期間)

第6条 本事業の実施期間は、この要綱の施行の日から令和8年3月31日までとする。

(利用登録申請)

第7条 本事業の利用を希望する利用対象者は、利用しようとする指定訪問看護事業者を經由して、宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書(様式第1号)(以下「利用登録申請書」という。)に、次に掲げる資料を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 第2条第2項第5号に規定する医師が作成する障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア

(2) 指定訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

(利用登録決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは本事業の利用登録の可否の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により、指定訪問看護事業者を經由して利用対象者に通知するものとする。

3 第1項の利用登録期間は、同項の規定により本事業の利用登録の決定(以下「利用決定」という。)を行った日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(利用登録変更申請)

第9条 次の各号に定める場合には、利用決定を受けた利用対象者(以下「利用者」という。)は、指定訪問看護事業者を經由して、利用登録申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 利用者が市内で居住地を変更したとき。

(2) 利用決定内容の変更を希望するとき。

2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

(利用登録決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用決定を受けた医療的ケア児が死亡したとき。

(2) 利用者が利用を辞退したとき。

(3) 利用者が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の申請により利用決定を受けたとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは、宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト

事業利用登録取消通知書（様式第3号）により指定訪問看護事業者を經由し利用者に対して通知することとする。

（事業の従事者）

第11条 本事業は、事業の適正な実施のため、指定訪問看護事業者であって、本事業を実施する事業者として市に登録した指定訪問看護事業者に委託して実施する。

2 本事業を実施する事業者として登録を受ける場合は、宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録申請書（様式第4号）を、健康保険法第89条第1項の規定により指定された訪問看護事業所ごとに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の登録の申請があったときは、本事業の事業者の登録可否の決定を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録通知書（様式第5号）により、指定訪問看護事業者に通知するものとする。

5 前項の規定による登録を受けた指定訪問看護事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、その内容について宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録変更届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録の抹消を行うことができる。

（1）登録事業者が不正に委託料の請求を行ったとき。

（2）登録事業者が健康保険法第95条による指定訪問看護事業者の指定の取消しを受けたとき。

（3）登録事業者が健康保険法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

（4）登録事業者が健康保険法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

（サービスの利用）

第12条 利用者が本事業を利用するときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者と利用者は、宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用契約を締結しなければならない。

（サービス提供時間）

第13条 本事業のサービス提供時間は、医療的ケア児一人につき、年48時間を限度とする。

（事業に要する費用）

第14条 本事業に基づくサービスの提供費用は、別表で定める金額を限度とする。

2 本事業に基づき利用者が登録事業者からサービスの提供を受けたときは、市が利用者に代わり、当該登録事業者に支払うものとする。

(請求及び支払い)

第 15 条 登録事業者は、サービス提供終了後、当月 1 日から末日までの 1 か月分について宮崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書(様式第 7 号)を翌月 15 日までに、市長に報告し、その検査を受けなければならない。

2 市長は、登録事業者から前項による報告の提出を受けたときは、提出を受けた日から 10 日以内に検査を完了しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による検査を完了したのち、第 14 条に規定する費用を市長に請求しなければならない。

4 市長は、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託料の返還)

第 16 条 市長は、登録事業者が虚偽その他の不正な手段により前条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、当該登録事業者に事業の委託料の全額又は一部を返還させることとする。

(事業者の遵守事項)

第 17 条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者の自宅等に指定訪問看護ステーションの従業者を派遣し、医師の訪問看護指示書に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。

(2) 登録事業者は、利用者に対して本事業のサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを 5 年間保存しなければならない。

(3) 本事業によるサービスの提供の際、事故等が発生した場合は、利用者及びその家族並びに市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(4) 業務上知り得た利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分留意しなければならない。

(報告等)

第 18 条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、登録事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 31 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

| 対象経費 | 金額 |
|--|--|
| <p>指定訪問看護事業者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用</p> | <p>次の算式により算定した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス費 <p>金額 = $A \times 7,500$ 円（1 時間当たり単価）</p> <p>備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>A サービス算定時間</p> <p>指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間（月単位で、1 時間に満たないサービスを提供した場合は、30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ）</p> <p>ただし、対象の医療的ケア児 1 人につき、1 年度当たり 48 時間を上限とする。</p> ・調整管理費 <p>金額 = 3,000 円</p> <p>備考 利用者への事業説明や年間提供時間の管理及び他事業所との調整等に要する費用（対象の医療的ケア児 1 人につき、1 事業所当たり 1 年度 1 回のみ算定）</p> |